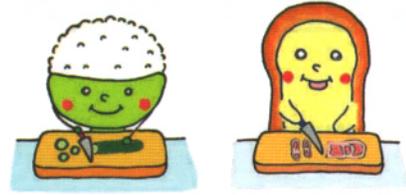


届出に食品衛生責任者の設置が必要！

届出には、食品衛生責任者の設置が必要となります。

食品衛生責任者は、調理師、栄養士、製菓衛生師、養成講習会の受講者等であることが必要です。



届出は電子申請しましょう！



食品衛生等申請システム

営業の届出は、厚生労働省のホームページから届出することができます。保健所に足を運ばずに手続きできますので、是非ご活用ください。

(今までどおり申請用紙による届出も可能です。)

ハサツブ HACCP に沿った衛生管理に取り組もう！

食品衛生法が改正され、令和3年6月から、原則として、全ての食品事業者に一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理が求められることになりました。手引書を参考に簡略化された衛生管理を行いましょう。



衛生管理計画を作成！



HACCP マンガを
読んでみよう！



計画を実施！



業界団体の手引書を
参考に作成しよう！



結果を記録・確認！



HACCP カレンダーに
記録してみよう！

保健所で
HACCP の
個別相談会を
実施しています！

●わからないことは保健所にお問い合わせください！

保健所名	連絡先	市町村名
乙訓	075-933-1241	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	0774-21-2912	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	0774-72-4302	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹	0771-62-4754	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西	0773-22-6382	福知山市
中丹東	0773-75-1156	舞鶴市、綾部市
丹後	0772-62-1361	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町